

# 三郷市観光協会規約

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、三郷市観光協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務局は、三郷市環境経済部産業振興課内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、観光事業の振興とその健全なる発達を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 観光客の誘致及びこれに関する諸事業
- 2 産品の宣伝紹介と奨励
- 3 観光施設の整備並びに改善
- 4 観光地史跡名勝遊覧地等の保存及び紹介
- 5 観光資源の保護及び開発
- 6 観光に関する印刷物の作成配布
- 7 講習会・展覧会等の開催
- 8 観光関係者の指導と連絡及び助成
- 9 観光関係機関との連絡提携
- 10 観光に関する調査及び研究
- 11 その他本会の目的を達成するに必要な事業

(細則)

第 5 条 この規約で定めた他、必要な事項は理事会で定める。

## 第 2 章 会 員 及 び 役 職 員

(会員)

第 6 条 本会は、第 3 条の目的に賛同する団体及び個人を以って会員とする。

(会費)

第 7 条 本会の会費は、1 口年額 5, 0 0 0 円とし、会費は 1 口以上を納入するものとする。

(加入・退会)

第 8 条 本会に加入しようとする者は、申込書に会費引受口数を記入し申し込むものとする。

2 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(会長)

第 1 0 条 会長は、三郷市長とする。

(副会長)

第 1 1 条 副会長は、三郷市議会議長・三郷市商工会長・さいかつ農業協同組合代表理事組合長をもってこれにあたる。

(理事)

第 1 2 条 理事のうち 7 名は、三郷市議会副議長・三郷市議会文教経済常任委員長・三郷市副市長・三郷市環境経済部長・三郷市商工会副会長 2 名・さいかつ農業協同組合理事をもちこれにあて、他の理事は、総会において会員または学識経験者より選任する。

2 理事を団体等に対し選任した場合、その長もしくは代表者がこれにあたる。

(監事)

第13条 監事は、総会において会員より選任する。

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し  
会長事故あるときはこれを代理する。

2 理事は、会長・副会長を補佐する。

3 監事は、業務並びに会計を監査する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 仕事の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任する  
まで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第16条 役員は報酬を受けない。但し旅費その他業務の遂行に伴う実費に  
ついてはこの限りでない。

(職員)

第17条 事務局に事務職員を置く。職員は会長の命を受け会務を処理する。

### 第 3 章 顧 問

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者及び観光事業に功績のあった者のなかより理  
事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることがで  
きる。

### 第 4 章 会 議

(総会)

第19条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会は事業年度終  
了後2ヶ月以内、臨時総会は会長が必要と認めた場合開催する。

(理事会)

第20条 理事会は、会長・副会長及び理事の全員を持って組織し会長が召集する。

- 2 理事会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。
- 3 部会では第4条の事業を行なうため、事業の運営及び協議を行う。

(総会の議決事項)

第21条 総会の議決する事項は次のとおりとする。

- 1 事業計画及び収支予算に関すること。
- 2 事業報告及び収支決算に関すること。
- 3 規約の変更に関すること。
- 4 役員を選任に関すること。
- 5 その他重要な事項。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会の議決する事項は次のとおりとする。

- 1 総会に提案すべき事項。
- 2 本会の運営に関する事項。
- 3 事業の推進に関する事項。
- 4 その他会長が必要と認めた事項。

(議決)

第23条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の同意を経てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第 5 章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費・補助金・寄附金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までに終わるものとする。

## 附則

この規約は、昭和61年5月7日より施行する。

この規約は、昭和63年5月30日より施行する。

この規約は、平成4年6月26日より施行する。

この規約は、平成13年5月18日より施行する。

この規約は、平成16年5月28日より施行する。

この規約は、平成18年5月29日より施行する。

この規約は、平成19年5月23日より施行する。

この規約は、平成20年5月28日より施行する。